議案第85号

幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定による ものとする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(支給審査委員会)

- 第16条 災害 用慰金及び災害障害 見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第138条の4第3項に規定する町長の附属機 関として、支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の委員は、4人以内とし、令に規定する災害(以下「指定災害」という。) ごとに町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から指定災害に係る審査の完了の日までとする。
- 4 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の災害 R 慰金の支給等に関する条例第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。